

入札公告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、本業務に係る落札決定及び契約締結は、本業務に係る令和6年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

今回の業務に参加可能な実績を有し、業務拠点の参加条件を満たす者は100者程度が見込まれる。

令和6年1月10日

分任支出負担行為担当官

東北地方整備局 新庄河川事務所長 五十嵐 祥二

1. 業務概要

(1) 業務名 最上川中流地区用地補償総合技術業務
(電子入札対象案件及び電子契約対象案件)

(2) 業務目的

本業務は、新庄河川事務所における河川の整備事業等に必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償に関する公共用地交渉等を行い、当該事業の用地取得の早期進捗を図ることを目的とする業務である。

(3) 業務の内容

本業務の内容は以下のとおりである。

なお、指示及び承諾行為は受注者の主任担当者に対して行うため、実施する担当技術者又は業務従事者は主任担当者の管理下において作業を行うものである。

- 1) 概況ヒアリング等
- 2) 現地踏査等
- 3) 関係権利者の特定
- 4) 補償額算定書の照合
- 5) 補償金明細表の作成
- 6) 公共用地交渉方針の策定及び公共用地交渉用資料の作成
- 7) 権利者に対する公共用地交渉
- 8) 公共用地交渉後の措置
- 9) 移転履行状況等の確認後の措置
- 10) その他の業務

その他の業務は、移転に伴う法令上の制限の有無及びその内容について、権利者からの情報提供の求めに対する関係機関への確認及びその情報提供等をいう。

11) 本業務の権利者数は10名を予定している。

(4) 本業務の履行箇所

本業務の履行箇所は、以下のとおりである。

最上川中流横山・大石田地区堤防整備（山形県北村郡大石田町大字横山地内）

(5) 技術提案に関する要件

業務を実施するにあたっては、競争参加資格確認申請書等を提出する者（以下「競争参加資格確認申請者」という。）は以下の視点から創意工夫を發揮し、質の向上に努めるための各提案を行うものとする。

1) 業務の実施方針に関する提案

競争参加資格確認申請者は、業務実施の具体的な方法、業務の質の確保の方法等について、業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

2) 本業務における留意点に対する技術提案

競争参加資格確認申請者は、下記留意点を踏まえた技術提案を行うこととする。

留意点：地権者の理解を得るための説明手順（留意事項）について

(6) 成果物について

本業務により提出される成果物は以下のものであるが、その内容において、誤字・脱字、計算間違い、適用基準の間違い、入力間違い等に十分留意すること。

1) 用地補償総合技術業務協議書

2) 用地補償総合技術業務日報

3) 補償金明細表

4) 権利者から確認を得た調書の写し又は遺産分割協議書等の写し

5) 権利者へ交付及び説明した損失補償協議書の写し

6) 権利者の署名押印済みの補償契約書の写し

7) 公共用地交渉等記録簿

8) 移転履行状況等確認報告書

9) 権利者ごとの公共用地交渉達成状況引継書

10) その他調査職員が指示したもの

(7) 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

(8) 本業務は、入札前に業務計画等に関する競争参加資格確認申請書等を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。また、本業務の予定価格が1,000万円を超える場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う。

(9) 本業務は、資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたい者は、分任支出負担行為担当官（以下「契約担当官」という。）の承諾を得て、紙入札方式に代えることができる。

(10) 本業務は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい者は、契約担当官の承諾を得て紙契約方式に代えることができる。

(11) 本業務は「低価格受注業務がある場合における予定主任担当者の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。

(12) 本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。

2. 入札参加資格

2-1. に掲げる資格を満たしている単体企業又は2-2. に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

2-1. 単体企業

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 競争参加資格確認申請書等の提出時において、東北地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和5・6年度の補償関係コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。

(3) 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 「補償コンサルタント登録規程」（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）（以下「登録規程」という。）第2条第1項の別表に掲げる「総合補償部門」又は「土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門」の4部門全ての登録部門において登録を受けていること。

なお、登録規程第2条第1項の別表に掲げる「総合補償部門」又は「土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門」の4部門全ての登録部門において登録を受けていない企業も競争参加資格確認申請書を提出することができるが、開札の時において、登録規程第2条第1項の別表に掲げる「総合補償部門」又は「土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門」の4部門全ての登録部門において登録を受けていなければならない。

(6) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

(7) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

2-2. 設計共同体

2-1. に掲げる条件を満たしている者により構成され、業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年1月10日付け東北地方整備局長）に示すところにより、局長から最上川中流地区用地補償総合技術業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を開札の時までに受けているものであること。

2-3. 2-1. (3) の認定を受けていない者も競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、開札の時までに認定を受けていなければならない。

2-4. 入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、下記の関係にある場合に、辞退する者を決める目的で当事者間で連絡を取ることは、東北地方整備局競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

- 2) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

イ) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

- ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

- iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

- iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ロ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ハ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

ニ) 組合の理事

ホ) その他業務を執行する者であって、イ) からニ) までに掲げる者に準ずる者

- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（設計共同体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合。その他、上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2-5. 競争参加資格確認申請者に関する要件

(1) 中立公平性に関する要件

入札に参加しようとする者は、本業務の履行箇所に係る被補償者との間において、資本的・人的関係がないこと（※）。

※「資本的・人的関係がないこと」とは、次の1)又は2)のことをいう。

1) 会社法に基づく子会社等、親会社等の関係ないこと。

2) 入札参加者自身が被補償者でないこと及び入札参加者の役員が被補償者でないこと
又は入札参加者の役員が被補償者の役員を兼ねていないこと。

なお、設計共同体の場合は、各構成員に対して適用する。

(2) 誓約書の提出

上記(1)における中立公平性が確認できる誓約書（別に定める様式に他の誓約事項とともに記載）を競争参加資格確認申請時に提出することとする。なお、提出期限は競争参加資格確認申請書等と同様の扱いとする。

(3) 業務実施体制に関する要件

- 1) 競争参加資格確認申請者は、東北地方整備局管内に業務拠点（配置予定主任担当者が恒常的に常駐し業務を行うところ。）を有するものであること。
- 2) 業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
- 3) 業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。
- 4) 設計共同体の場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

(4) 業務実績に関する要件

競争参加資格確認申請者は、平成21年度以降に完了した業務（令和5年度完了予定も対象に含む。）において、1件以上の実績を有すること。ただし、「地方整備局用地関係業務成績評定要領」に基づく業務成績が60点未満（本業務公告時において未完了の業務の業務成績は含まない。）の場合は実績として認めない。

2-6. 配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 配置予定主任担当者の資格等

業務の履行をつかさどる者として、下記1)から5)のすべての条件を満たす者1名を予定主任担当者として置かなければならない。

1) 次のいずれかの資格等を有する者。

イ 公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し7年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し5年以上の指導監督的実務の経験を有する者。

ロ 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験7年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者。

ハ 登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者。

ニ 一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程（平成3年3月28日理事会決定）（以下「実施規程」という。）第3条に掲げる総合補償部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士。

ホ 実施規程第3条に掲げる土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門すべてにおいて実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録

された補償業務管理士。

2) 配置予定主任担当者に必要とされる同種又は類似業務の実績

配置予定主任担当者は、平成21年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（令和5年度完了予定も対象に含む。）において、1件以上の実績を有すること。ただし、地方整備局用地関係業務成績評定要領に基づく業務成績が60点未満（本業務公告時において未完了の業務の業務成績は含まない。）の場合は実績として認めない。

業務実績には、平成21年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務の実績として認める（ただし、照査技術者として従事した業務は除く。）。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

①同種業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第2条第1項の別表及び「補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について」（平成28年2月1日付け国土用第49号。以下「運用通知」という。）の別紙に定める補償関連部門の補償説明業務又は総合補償部門の公共用地交渉業務（用地補償技術補助業務及び用地補償総合技術業務を含む。）。

②類似業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第2条第1項の別表及び運用通知記1の別紙に定めるいずれかの業務（同種業務を除き、用地関係資料作成整理等業務及び用地調査点検等技術業務を含む。）。

また、上記の期間に、出産・育児等による休業期間（以下出産・育児等による休業）を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間を延長することができるものとする。この場合においては、休業を取得したことを見証する書面を添付することとする。

3) 直接的雇用関係

配置予定主任担当者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、本業務の受注者と直接的雇用関係がなければならない。

なお、競争参加資格確認申請者が設計協同体の場合は、代表者が主任担当者を配置すること。

4) 手持ち業務量

配置予定主任担当者は、令和6年4月1日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。また、履行期限が令和6年3月31日以前となっているものは含まない。さらに、複数年契約の業務を実施している場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。以下、同じ。）が5億円未満かつ10件未満であること。ただし、手持ち業務とは主任担当者又は担当技術者として従事している契約金額500万円以上の業務をいう。

令和6年4月1日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び營繕工事に係るもの）を除く。）において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を5億円

未満から2．5億円未満に、件数を10件未満から5件未満にするものとする。

また、本業務の履行期間中は、主任担当者の手持ち業務量が契約金額5億円、件数で10件（令和6年4月1日現在での手持ち業務に、国土交通省所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）で調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合には契約金額で2．5億円、件数で5件）を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該主任担当者を、以下の①から③までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

① 当該主任担当者と同等の同種又は類似業務実績を有する者。

② 当該主任担当者と同等の技術者資格を有する者。

③ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者。

5) 配置予定主任担当者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと。

(2) 配置予定担当技術者の資格等

担当技術者を設置する場合は、下記1) 及び2) に示す条件をすべて満たす者を置かなければならぬ。

1) 次のいずれかの資格等を有する者。

イ 公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し5年以上の実務の経験を有する者であつて、補償業務に関し3年以上の指導監督的実務の経験を有する者。

ロ 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験5年以上を含む10年以上の実務の経験を有する者。

ハ 登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者。

ニ 実施規程第3条に掲げる総合補償部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士。

ホ 実施規程第3条に掲げる土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門すべてにおいて実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士。

2) 配置予定担当技術者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと。

(3) 配置予定業務従事者の資格等

配置予定業務従事者については、下記1) 及び2) に示す条件をすべて満たす者であること。ただし、業務従事者を複数名配置する場合、うち1名については、下記1) を満たす必要はない。

1) 公共用地取得に関する補償業務について、3年以上の実務経験を有する者（行政機関の職員としての経験、民間コンサルタントの職員としての経験の別を問わない）。

2) 配置予定業務従事者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと。

こと。

2-7. 競争参加資格確認申請書等に関する要件

競争参加資格確認申請書等において、内容が殆ど記載されていない、又は提案内容等が判断できない場合は競争参加資格がないものとする。

入札参加者は、競争参加資格確認申請書等の提出時及び入札締切時点において、本業務の入札説明書及び入札に必要な図書等、電子入札システムの調達案件一覧中の本案件の「登録文書一覧」掲載の全ての資料（差替、変更分含む）のうち最新のものを、入札参加者の代表者又は代理権限のある名義人のICカードにより、電子入札システムからダウンロードしていなければならない。ただし、契約担当官の指定する方法（CD-R等による貸与等）での交付を受けている場合はこの限りではない。

資料をダウンロードしない者又は契約担当官の指定する方法での交付を受けない者は入札に参加することができない。

3. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 落札者を決定するための基準

落札者の決定は、総合評価落札方式により行うものとする。

入札参加者は、価格及び競争参加資格確認申請書等をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記（2）総合評価の評価方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

- 1) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。ただし、予定価格が1,000万円を超える業務について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
- 2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。
- 3) 上記において、評価値が最も高い者が2者以上あるときは、くじを行い、落札者を決める。

(2) 総合評価の評価方法

1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとし、小数5位切り捨て、小数4位止めとする。

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の満点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

価格評価点の満点は30点とする。

3) 技術評価点の算出方法

競争参加資格確認申請書等の内容に応じ、下記①から⑤の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は60点とし、小数5位切り捨て、小数4位止めとする。

- ① 予定主任担当者の経験及び能力
- ② 実施方針
- ③ 技術提案
- ④ 技術提案等の履行確実性
- ⑤ 貸上げの実施に関する評価

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{技術評価点} = (\text{技術評価点の満点}) \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$$

$$\text{技術評価の得点合計} = (\text{①に係る評価点}) + (\text{技術提案評価点}) \times (\text{④の評価に基づく履行確実性度}) + (\text{⑤に係る評価点})$$

$$\text{技術提案評価点} = (\text{②に係る評価点}) + (\text{③に係る評価点})$$

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒996-0071 山形県新庄市小田島町5-55

国土交通省 東北地方整備局 新庄河川事務所 経理課 契約係

電話 0233-22-0252

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

入札説明書は、電子入札システムから入手するものとする（電子入札システムの「調達案件一覧」からダウンロードすること。）。ただし、やむを得ない理由により上記交付方法による入手が出来ない入札参加者に対しては、契約担当官の指示する方法（CD-R等による貸与等）で交付するので、上記（1）の担当部局へその旨申し出ること。なお、他者が取得した説明書等を譲り受け、競争参加資格確認申請書等を提出した者が認められた場合には、東北地方整備局競争契約入札心得第5条に基づき入札の取り止め等を措置することがある。

交付期間：公告の日から令和6年3月12日（火）までのうち、土曜日、日曜日及び休日を除く毎日の午前9時から午後5時までとする（ただし、最終日は午後2時までとする。）。

(3) 競争参加資格確認申請書等の提出期間、場所及び方法

令和6年2月8日（木）午後2時までに電子入札システムにより提出すること。ただし、契約担当官の承諾を得て紙入札方式による場合は、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）（以下「持参等」という。）により上記（1）に提出すること。

(4) 競争参加資格確認申請書等に関するヒアリングの実施

競争参加資格確認申請書等に関するヒアリングは原則、行わない。

競争参加資格確認申請書等に記載された事項についてヒアリングを行う。また、その結果について評価項目の得点に反映させる。

(5) 競争参加資格確認の通知日

競争参加資格確認の結果の通知は令和6年2月28日（水）を予定する。

(6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札方法

- 1) 入札は令和6年3月12日（火）午後2時までに電子入札システムにより提出すること。ただし、契約担当官の承諾を得て紙入札方式による場合は、入札書を持参等により上記（1）に提出すること。
- 2) 開札は、令和6年3月13日（水）午前9時10分に新庄河川事務所入札室にて行う。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金　免除
- ② 契約保証金　免除

(3) 入札の無効

- 1) 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 2) 入札締切時点において、契約担当官等の配布した資料を入札参加者の代表者又は代理権限のある名義人のICカードにより、電子入札システムからダウンロードを行わない者又は契約担当官等の指定する方法（CD-R等による貸与等）での交付を受けない者のした入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否　　要

(5) 関連情報を入手するための照会窓口　上記4.（1）と同じ。

(6) 本入札は、新年度予算が成立し、予算示達がなされていることを前提条件とする入札であることから、落札決定・契約締結日は令和6年4月1日、契約期間の始期は令和6年4月1日とする。ただし、4月2日以降に予算が成立した場合には、契約締結日はその成立日とする。暫定予算になった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは、当面の間、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

(7) 履行確実性を評価するために、競争参加資格確認申請書等とは別に追加資料の提出及び技術提案に関するヒアリングとは別に、履行確実性に関するヒアリングを実施する場合がある。

(8) 詳細は入札説明書による。

競争参加者の資格に関する公示

最上川中流地区用地補償総合技術業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格(以下「設計共同体としての資格」という。)を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和6年1月10日

東北地方整備局長 山本 巧

1 業務概要

- (1) 業務名 最上川中流地区用地補償総合技術業務
本業務は、新庄河川事務所における河川の整備事業等に必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償に関する公共用地交渉等を行い、当該事業の用地取得の早期進捗を図ることを目的とする業務である。
なお、本業務の業務履行場所区分は下表のとおりであり、詳細については「最上川中流地区用地補償総合技術業務特記仕様書」に定めるところによる。

| 業務履行場所区分 | 公共用地交渉対象権利者数 | 業務内容 |
|-------------|----------------------|-------------|
| 一級河川最上川中流地区 | 区分B-ニ 7人 区分B-ホ 3人 | 公共用地補償等業務一式 |

- (3) 履行期限 履行期間は以下の期間を予定している。
令和6年4月1日～令和7年3月31日

2 申請の時期

令和6年1月10日から令和6年2月8日まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)。
なお、申請期限日の翌日以降(土曜日、日曜日及び休日を除く。)においても、随時、申請を受け付けるが、開札の時までに設計共同体としての資格の認定を受けていなければならない。

3 申請の方法

- (1) 申請書の入手方法 「競争参加資格審査申請書(建設コンサルタント業務等)」(以下「申請書」という。)は、東北地方整備局ホームページ(<https://www.thr.mlit.go.jp>)から入手するものとする。
- (2) 申請書の提出方法及び提出場所 申請者は、申請書に最上川中流地区用地補償総合技術業務 設計共同体協定書(4(4)の条件を満たすものに限る。)の写しを添付し、持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

提出場所 〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町三丁目3番1号 仙台合同庁舎B棟
国土交通省 東北地方整備局 総務部 契約課 工事契約調整係
電話 022-225-2171(代)

- (3) 申請書等の作成に用いる言語 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」(令和4年10月3日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和4年10月3日付け公示」という。)6(測量・建設コンサルタント等業務)の(1)から(4)までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

- (1) 組合せ
構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。
- ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - ② 東北地方整備局(港湾空港関係を除く。)における令和5・6年度補償関係コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
 - ③ 東北地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けていないこと。
 - ④ 令和4年10月3日付け公示5(測量・建設コンサルタント等業務)の①から⑤までに該当しない者であること。
- (2) 業務形態
① 構成員の分担業務が、業務の内容により、最上川中流地区用地補償総合技術業務 設計共同体協定書において明らかであること。
- ② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、最上川中流地区用地補償総合技術業務 設計共同体協定書において明らかであること。ただし、1(2)業務内容に示す業務履行場所の区分による場合は、「一の分担業務を複数の企業が共同して実施する」ことに該当しない。
- (3) 代表者要件
構成員において決定された代表者が、最上川中流地区用地補償総合技術業務 設計共同体協定書において明らかであること。
- (4) 設計共同体の協定書
設計共同体の協定書が「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」(平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号)の別紙1に示された「〇〇設計共同体協定書」によるものであること。

5 一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い
4(1)②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も2及び3により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、4(1)②の認定を受けていない構成員が4(1)②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、4(1)②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る開札の時までに4(1)②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

- 6 資格審査結果の通知
「競争参加資格認定通知書」により通知する。
- 7 資格の有効期間
6の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。
- 8 その他
- (1) 設計共同体の名称は、「最上川中流地区用地補償総合技術業務△△・××設計共同体」とする。
 - (2)「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」(平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号)記2(3)を以下の通り読み替える。
構成員の技術的要件
構成員は、その分担業務毎に、担当技術者及び業務従事者を配置するものとする。
また、代表者たる構成員は、担当技術者の中から主任担当者1名を配置するものとする。